

電気通信事業法改正案の概要 (電気通信紛争処理委員会関係部分)

令和4年3月29日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

①情報通信インフラの提供確保 (ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の整備)

- テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠な有線ブロードバンドサービスを、原則として日本全国どこでも利用可能にするため、電気通信事業法上の**基礎的電気通信役務***の新たな類型として、有線ブロードバンドサービスを追加。

* 国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス

- 全国のブロードバンドサービス事業者が負担する負担金を原資とする**交付金制度**を新設。

具体的には、

- ① 不採算地域における有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援(赤字の事業者に限る。)
- ② 未整備地域を新規整備した後の有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援。

全国のFTTHの世帯カバー率
(各年3月末 推計値)



2030年までに
99.9%(目標)

該当するサービス

有線ブロードバンドサービス
(FTTH、CATV(HFC方式))



※携帯ブロードバンドサービス(4G、5G)については、基地局までの光ファイバ網が維持されていれば、無線部分の維持費用は大きな負担にならないことから、交付金制度の対象とはしない。



ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者

有線ブロードバンドサービス事業者
携帯ブロードバンドサービス事業者



※携帯ブロードバンドサービス事業者も受益者として負担金を負担

負担金

(契約数に応じて負担)

約8円/月・契約
(現時点での試算)

補填

支援対象事業者

不採算地域の
有線ブロードバンドサービス
事業者

※原則、赤字事業者を支援対象とし、黒字事業者は未整備エリアを新規整備した場合等の維持費用について例外的に支援

交付金

(赤字の一部を補填)

約230億円
(現時点での試算)

※基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等が課される。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保 (利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度整備)

大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための新たな規律を整備。

【現状・課題】

【規律の内容】

利用者情報の 適正な 取扱い

- デジタル変革時代のイノベーションを促進するため安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠
- 諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化により、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務
- 特に、大量の利用者情報を取り扱う事業者には一層の高い信頼性の確保が必要

利用者の 情報の 外部送信

- 利用者がアプリやwebサイトを利用する際、タグ等により、利用者の意思によらず第三者に自身の情報が送信されている場合がある

1. 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者(例:利用者数1000万人以上)に対する義務

利用者情報を守るための必要最小限の規律

効果

- ・利用者情報※の取扱いに関する社内ルール(取扱規程)の策定、利用者情報の取扱方針の公表等
(記載事項例:安全管理の方法等)
- ・利用者情報の取扱いに関する自己評価、取扱規程・取扱方針への反映
- ・利用者情報の統括責任者の選任等

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

自らPDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

※ 利用者に関する情報のうち、通信の秘密に該当する情報、役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

2. 電気通信事業者※に対する義務

- ・利用者に電気通信サービスを提供する際に、情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合、確認の機会を付与

利用者が意図しない情報の外部送信がなくなり、利用者が安心して電気通信サービスを利用することが可能となる

※ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)を営む者を含む。利用の状況からみて利用者に与える影響が少なくない者に限る。

電気通信事業を営む者 (= 電気通信事業法の対象範囲)

電気通信事業者 (登録・届出 要)

利用者の利益に及ぼす影響が大きい **大規模な電気通信事業者**
※ 要件を満たす大規模な「検索」及び「SNS」を新たに電気通信事業者とする

左記以外の
電気通信事業者

その他の電気通信事業を営む者 (登録・届出 不要)

※ 検索、SNS、オンラインショッピング
モール、掲示板、オンラインオークション
等が含まれる。

取扱規程

● 利用者情報^(※1)の取扱いに係る取扱規程の策定・届出

✓ 安全管理、委託先の監督、取扱方針、自己評価に関する事項等を記載

担保措置：変更命令・遵守命令等

取扱方針

● 利用者情報の取扱いに係る取扱方針の策定・公表

✓ 取得する利用者情報、利用の目的、安全管理の方法、営業所の連絡先等を記載

担保措置：業務改善命令等

自己評価・反映

● 毎事業年度 情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・方針に反映

担保措置：業務改善命令等

統括責任者

● 上記事項の統括責任者の選任・届出、職務遂行義務

✓ 管理的地位にあり実務経験のある者から選任、誠実な職務遂行義務等

担保措置：業務改善命令等

※1 利用者に関する情報のうち、①通信の秘密に該当する情報、②役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

なし

(自主的な取組のみ)

● 利用者に関する情報^(※2)を外部送信させる場合に確認の機会を付与 (※利用の状況からみて利用者に与える影響が少ない者に限る)

✓ 送信先等を当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

担保措置：業務改善命令等

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報(氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報 (OS情報などを除く。))

○ 通信の秘密の保護、検閲の禁止

利用の公平、事業の登録・届出、提供条件の説明、業務休廃止の周知、事故の報告義務等

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保 (電気通信サービスの停止に関するリスクの対応に係る制度整備)

事業者間連携によるサイバー攻撃対策や事故報告制度について、電気通信役務の安定的な提供の確保を目的とした規律を整備。

【現状・課題】

【規律の内容】

事業者間連携によるサイバー攻撃対策

- サイバー攻撃では、指令元、攻撃元、攻撃先が複数のISPにまたがる場合が多く、ISP間の連携協力が必要

- ・ これまではサイバー攻撃の発生後に限られていたISP間の情報共有や分析をサイバー攻撃の発生前にも実施できるようにするための環境を整備

ISP間の連携が促進され、より機動的なサイバー攻撃対策が可能に

重大事故等のおそれのある事態の報告制度

- 電気通信サービスの事故原因が多様化※
※ 設備の設定(通信経路等)の誤り、他者の提供する設備やサービスの不具合等
- 電気通信サービスの停止が社会に及ぼす影響の増大

- ・ これまでの重大事故等が生じた際の遅滞のない報告に加え、重大事故等のおそれのある事態に関する報告制度を整備

より精緻な実態把握や原因分析等が可能となり、重大な事故等の発生の未然防止や被害軽減に寄与

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備 (卸協議の適正性の確保に係る制度整備)

○ 指定設備卸役務のうち、多くの事業者が提供を受けている光サービス卸やモバイル音声卸については、長期にわたり卸料金が高止まりしている点が指摘されていた。

※1 指定設備卸役務とは、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸役務のこと

※2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する主な事業者は、NTT東日本・NTT西日本・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク

※3 光サービス卸やモバイル音声卸は、多くの利用者が利用するFTTHサービス、携帯電話サービス等を卸先事業者が提供するために用いられるもの

○ このような指摘等を踏まえ、指定設備卸役務の提供について、引き続き相対契約を基本としつつも、指定設備を設置する事業者に対し、当該事業者の交渉上の優位性や卸先事業者との間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備として、以下の新たな規律を整備する。

- 正当な理由のない限り特定卸役務(指定設備卸役務のうち、競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの)を提供する義務
- 卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者へ情報(料金の算定方法等一定の協議の円滑化に資する事項)を提示する義務

これまでの卸協議

指定設備を設置する事業者 (MNO等)

提供義務なし



情報提示なし

⇒卸先からの具体的な提案が困難

卸先事業者 (MVNO等)

<卸協議の適正化イメージ>

今後の卸協議

指定設備を設置する事業者 (MNO等)

提供義務



情報提示

⇒卸先からの具体的な提案に基づき協議が進展

卸先事業者 (MVNO等)

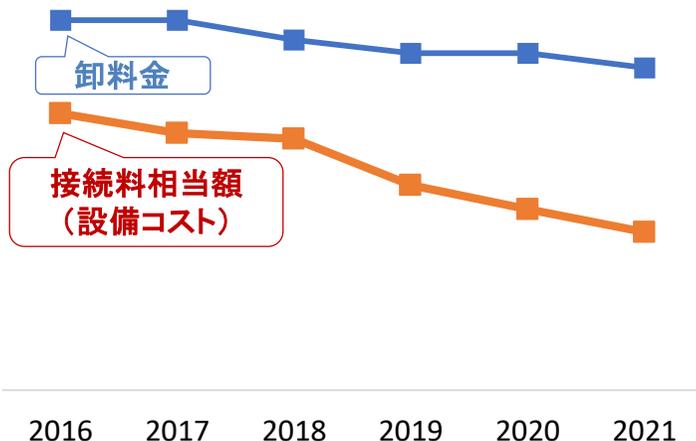
① 役務提供義務
② 情報提示義務
の導入

- 相対契約を基本とする卸役務については、固定・移動とも卸料金が長年にわたり高止まりとの指摘。特に、モバイル音声卸については、その間、値下げが行われなかった。
- 令和2年6月、日本通信・ドコモ間の「モバイル音声卸」の卸料金について、総務大臣裁定。
- 卸料金の適正性の確保に向け、令和2年9月に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定し、NTT東日本・西日本の「光サービス卸」、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの「モバイル音声卸」について検証。

光サービス卸料金

- NTT東日本・西日本は、「代替性検証」の後、令和3年7月に卸料金の値下げを実施
- 一方、値下げ幅は接続料相当額の減少幅と比較すると小さく、接続料と卸料金の差額は拡大傾向

接続料相当額と卸料金の比較 (1契約当たり)

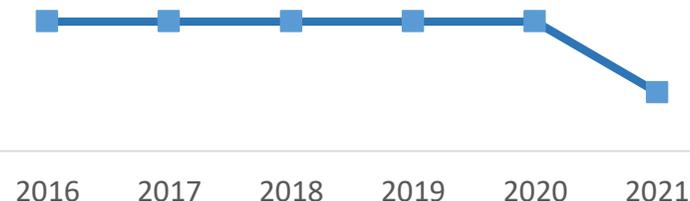


※グラフはイメージ

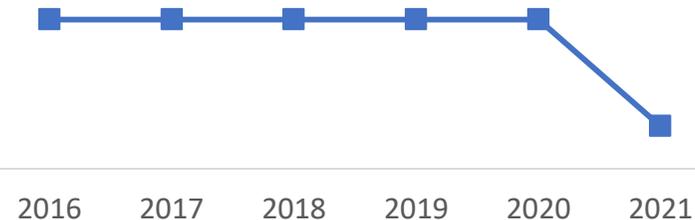
モバイル音声卸料金

- 卸役務を代替する接続メニューの開発等を促す「代替性検証」を実施
- 「代替性検証」の後、今般音声卸料金の値下げを実施したものの、長年高止まり

基本料 (1契約当たり)



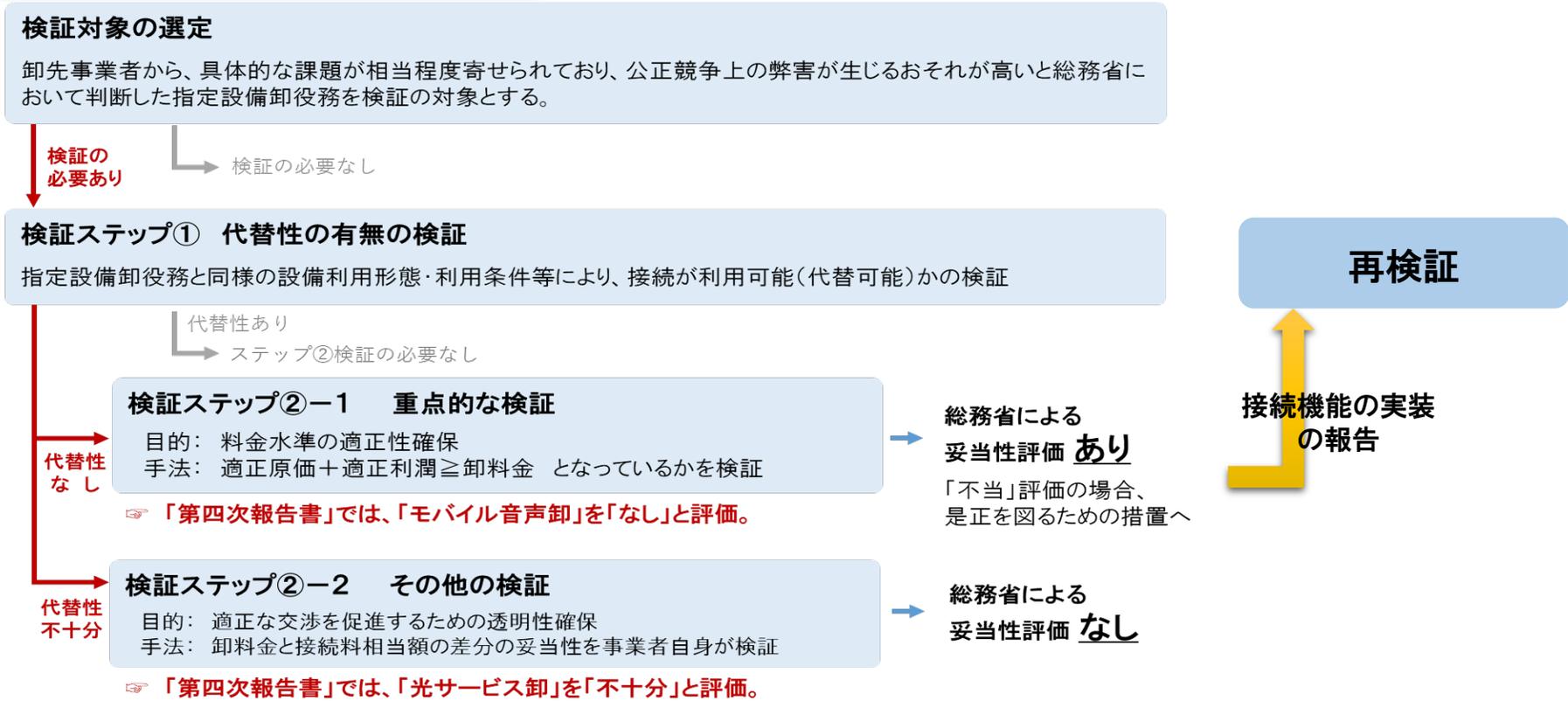
通話料 (単位秒当たり)



※グラフはイメージ

- 接続料の算定等に関する研究会での議論を踏まえ、令和2年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づき、NTT東日本・西日本の「光サービス卸」、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクの「モバイル音声卸」について、検証を実施。
- 光サービス卸については、「その他の検証」及び「時系列検証」を行い、令和3年2月、令和4年2月に同研究会に検証結果を報告。
- モバイル音声卸については、「接続との代替性なし」として「重点的な検証」の対象となっていたところ、MN03社からプレフィックス自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、再度代替性の検証(ステップ1)を実施。令和3年12月までの接続機能の存在や交渉状況等を踏まえ、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断する予定。

ガイドラインに基づく検証スキームの概要



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

●「競争ルールの検証に関する報告書2021」(令和3年10月)(抜粋)

今後5Gの本格的な展開が進み、これまでとは異なる様々なサービスの提供が期待される中で、音声通話料金のケースと同様にMVNOとの間の競争が阻害されるような事態は未然に防止する必要がある。

こうした事態を防ぐための有効なルールの具体的な在り方について、代替性検証の取組に加え、MVNOから指摘のあった情報の非対称性に関する問題をはじめとして、MNOとMVNOの間の協議が有効に機能してきたのか、MNO各社が卸役務を積極的に提供するインセンティブはどう与えるべきか等、これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要である。

●「接続料の算定等に関する研究会第5次報告書」(令和3年9月)(抜粋)

これまでの卸役務に係る制度の下では、モバイル音声卸については卸料金の見直しが長期間に渡り行われていなかったこと等、卸役務に係る料金その他の提供条件の適正化が十分に進まなかったことを踏まえ、本ガイドラインに基づく検証作業を当面継続しつつ、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当である。

具体的には、卸元事業者と卸先事業者の間で情報の非対称性がある中、卸先事業者の予見可能性を確保し、より踏み込んだ卸交渉を可能とすることで卸協議が実質的に有効に機能する環境を整えるため、光サービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当である。

卸協議の適正性の確保に係る制度整備に向けた議論 (接続料の算定等に関する研究会)

- 接続料の算定等に関する研究会(「研究会」、以下同じ。)第48回会合(2021年10月15日開催)より、卸協議の適正性の確保に係る制度整備に向けた議論を開始。

- 研究会の場で卸協議の実態について事業者からヒアリングを実施。
 - 卸先事業者からの要望については、受領連絡があるものの継続協議に至らない。卸先事業者からの要望は通ることが少ないと認識。(FVNO委員会)
 - 総務省の研究会の場でJAIPAが過去から主張している基本的な内容についても、再度説明を求められるなど、協議を進めようとする姿勢が見られず、時間を双方で無駄に浪費している感が否めない。(日本インターネットプロバイダー協会)
 - MNOから提案がなされる場合は、卸提供およびその詳細条件が固まった状態である一方、MVNOから提案する場合は、卸提供可否から検討することもあってか調整・検討に時間を要するとともに、MNOからの詳細条件の提示にまでたどり着かない、また合意に至らないケースが大半と思料。(MVNO委員会)
 - 卸役務に関して協議まで至っていない現状を踏まえると、より明確な規律として、第二指定設備を用いた卸役務に対する提供義務の明確化を検討すべき(特に協議が進みにくい、MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの役務提供義務は必要)。(MVNO委員会)

- 事業者ヒアリングを踏まえた制度整備の方向性の案を研究会でとりまとめ、2021年12月～2022年1月にかけてパブコメを実施し、2月16日にとりまとめ結果を報道発表(P11～12参照)。

- 1 卸電気通信役務は、電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で、**第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備(以下「指定設備」という。)**を用いた**卸電気通信役務(以下「指定卸役務」という。)**については、例えば光サービス卸やモバイル音声卸役務など、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの電気通信事業者により用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、**長期にわたり指定卸役務の料金が高止まりしていると指摘**されていた。
- 2 このため、総務省において、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月)を整備し、検証作業が実施されてきている。それらの検証の後、光サービス卸やモバイル音声卸役務の料金の低廉化が一定程度進んだところであるが、卸役務の柔軟性を確保するため相対契約を基本とするという現行の制度趣旨を踏まえれば、本来は、有識者会合や総務省によるチェックや議論を待つことなく、**事業者間協議における価格交渉等により、指定卸役務の料金の低廉化等が実現されるような環境が整備されることが望ましい。**
- 3 そうした環境の整備に向けた検討を実施するため、卸元事業者及び卸先事業者に対して卸協議の実態等についてヒアリングを実施したところ、指定卸役務の協議を巡って、**卸元事業者は基本的に問題が生じていないとする一方で、卸先事業者からは、NDA締結前の段階で不成立となるケースが多い、要望・提案の受領連絡のみで終わるケースがある、卸先事業者の提案が具体性を欠くため協議が不成立になる、といった問題提起**がなされた。
- 4 これまで、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階で、事業者間の協議等のみで指定卸役務の料金は引き下げられてこなかったこと(かかる状況を受け、一部のMNOとMVNOの間では大臣裁定にまで至ったこと)や、上記のような**協議を巡る双方の認識の相違を見ると、現在の指定卸役務の場合は、形式的には「相対契約」となっているが、双方が十分に納得した形で協議が行われているとは認められず、指定設備設置事業者の意向が強く反映される状況にあり、指定設備設置事業者に交渉上の高い優位性を認めざるを得ない。**このような現状を踏まえれば、**現行制度の下で引き続き相対協議に委ねたとしても、再度、指定卸役務の料金の高止まり等が生じる懸念が払拭できない。**

5 通信市場における競争がより有効に機能するためには、指定設備設置事業者のみならず、その設備を利用した多様な事業者が創意工夫を発揮することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が期待されるものである。このため、指定卸役務の提供についても、引き続き相対協議を基本としつつも、現行の卸協議を巡る交渉環境を改め、指定設備設置事業者の交渉上の優位性や両者の間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要である(※)。

※特に、モバイル音声卸に関しては、「競争ルールの検証に関する報告書2021」において、指定設備設置事業者各社が、自らが提供する実質的な小売料金を上回る料金の設定を行っていたおそれが高く、業務改善命令の対象となるおそれのある行為として速やかに是正が図られるべきだったと考えられる旨指摘しつつ、継続して料金の見直し(低廉化)等が進むような制度的な枠組みを構築することが必須の条件だとされている。

6 具体的には、指定卸役務については、その協議が適切なタイミングで行われ、合理的な料金その他の条件により提供されるよう、
(1) 指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じるとともに、その結果に基づき役務を提供することを担保するため、指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置
(2) 指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置
を設けるべく、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正を行うことが適当である。

7 ここで、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定卸役務の範囲については、指定卸役務を提供する電気通信事業者と卸先事業者の間だけではなく、当該電気通信事業者間の意見も異なっていることから、指定卸役務の範囲とも密接に関係している開示する情報の範囲と併せて、引き続き検討することが適当である。

8 なお、固定において、参入後の協議の在り方について、特に卸先事業者から、実質的に「通知」になっている、NDAの問題もあり団体協議が成立していない、との意見もあったことから、これらの点も含め、引き続き検討することが適当である。

9 モバイル音声卸の標準的な料金の公表について、全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が当該電気通信事業者の一部から出されていることから、この点について引き続き検討することが適当である。

10 これら新たな制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当である。

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第38条の2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

→ (既存)卸電気通信役務の提供開始届出義務

2 特定卸電気通信役務(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして**総務省令で定めるもの**以外のものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない。

→ (新設)特定卸電気通信役務の提供義務

3 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時まで、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として**総務省令で定める事項**を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

→ (新設)特定卸電気通信役務に係る情報提示義務

4 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

→ (新設)情報提示義務違反に対する業務改善命令(担保措置)

※ その他、特定卸電気通信役務の提供義務の担保措置として、第39条において協議開始・再開命令を整備。



特定卸電気通信役務の具体的な範囲や提示が義務付けられる情報の範囲については、総務省令で規定。

①卸電気通信役務: 第39条で準用する第38条第1項による協議・再開命令

②特定卸電気通信役務: 第39条で準用する第35条第1項による協議・再開命令

①第39条で準用する第38条第1項の読替え(下線部: 読替え箇所)

(卸電気通信役務の提供に関する命令等)

第38条 総務大臣は、電気通信事業者間においてその一方が次条第二項に規定する特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

→ (既存) 特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供に関する協議・再開命令

②第39条で準用する第35条第1項の読替え(下線部: 読替え箇所)

(卸電気通信役務の提供に関する命令等)

第35条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、同項に規定する正当な理由があると認めるとき及び第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

→ (改正) 特定卸電気通信役務の提供に関する協議開始・再開命令

卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない特定卸電気通信役務については、協議開始・再開命令の発動要件を緩和

電気通信紛争処理委員会への諮問事項(下線部を追加)

(委員会への諮問)

第一百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する裁定、**第三十九条において準用する第三十五条第一項の規定による特定卸電気通信役務の提供に関する命令**、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定
- 二 第十九条第二項の規定による**届出**契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第五項の規定による同条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第四項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告、**第三十八条の二第四項の規定による業務の改善命令**、第三十九条の三第二項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第二百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

第1号:特定卸電気通信役務の提供に関する協議開始・再開命令を委員会諮問事項に追加

第2号:特定卸電気通信役務の提供に関する情報提示義務に違反した場合の業務改善命令を委員会諮問事項に追加

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備 (第一種指定電気通信設備制度の整備)

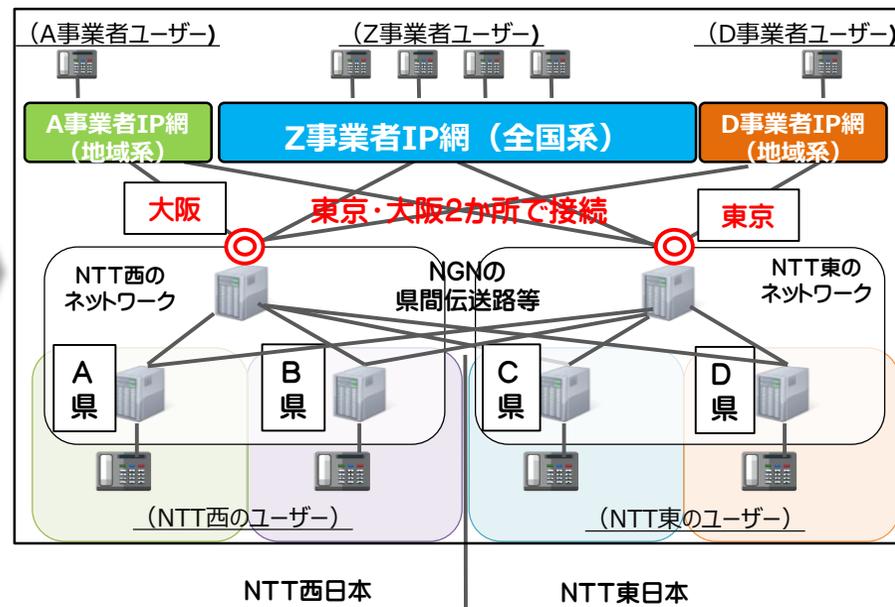
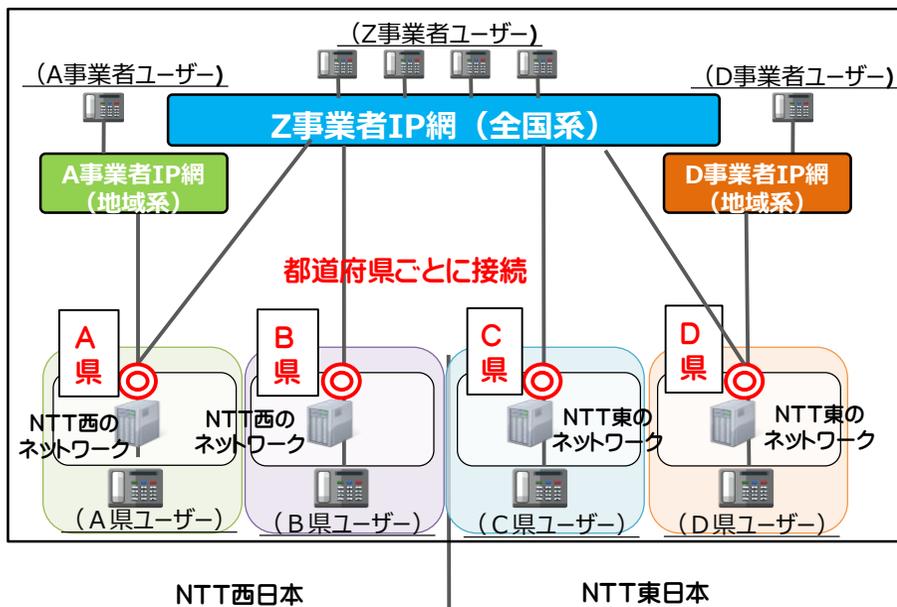
- **第一種指定電気通信設備制度**(加入者回線を相当な規模で設置する電気通信事業者に接続約款の作成・認可・公表等を義務づける規律)について、固定電話網のIP網移行等を踏まえ、
加入者回線の占有率を算定する範囲を見直す。

(現行)都道府県 → (改正後)各事業者が加入者回線を設置する区域(例えばNTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本)

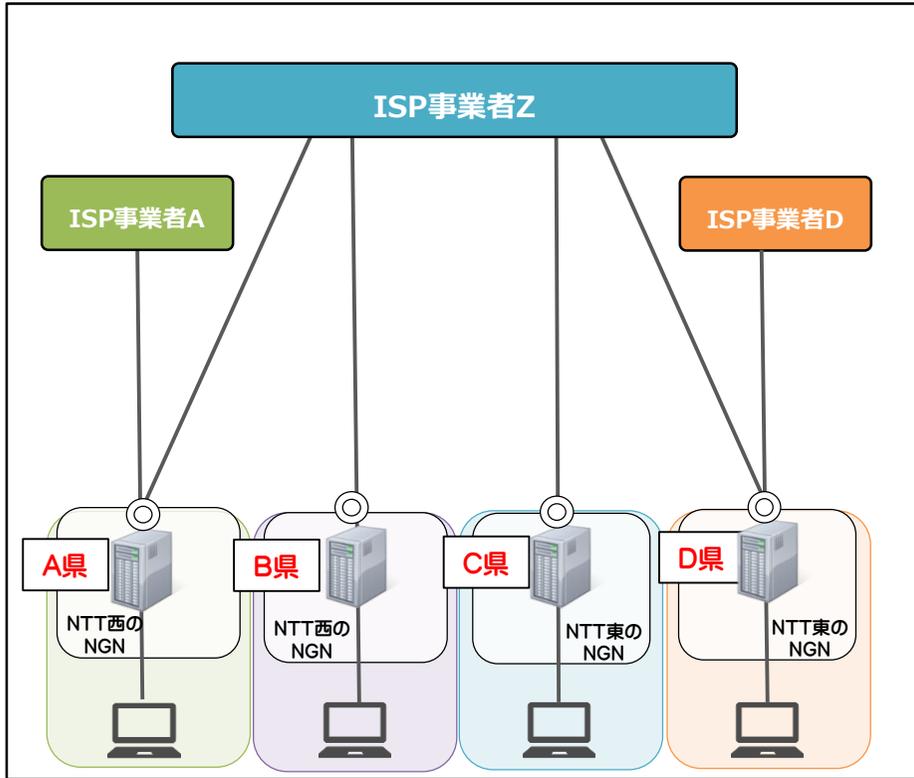
※ このほか、NTT東日本が大阪に、NTT西日本が東京に新たに設置する設備についても、他の電気通信事業者が不可避免的に利用することを踏まえ、指定可能とする。

IP網移行前(従来～現在)

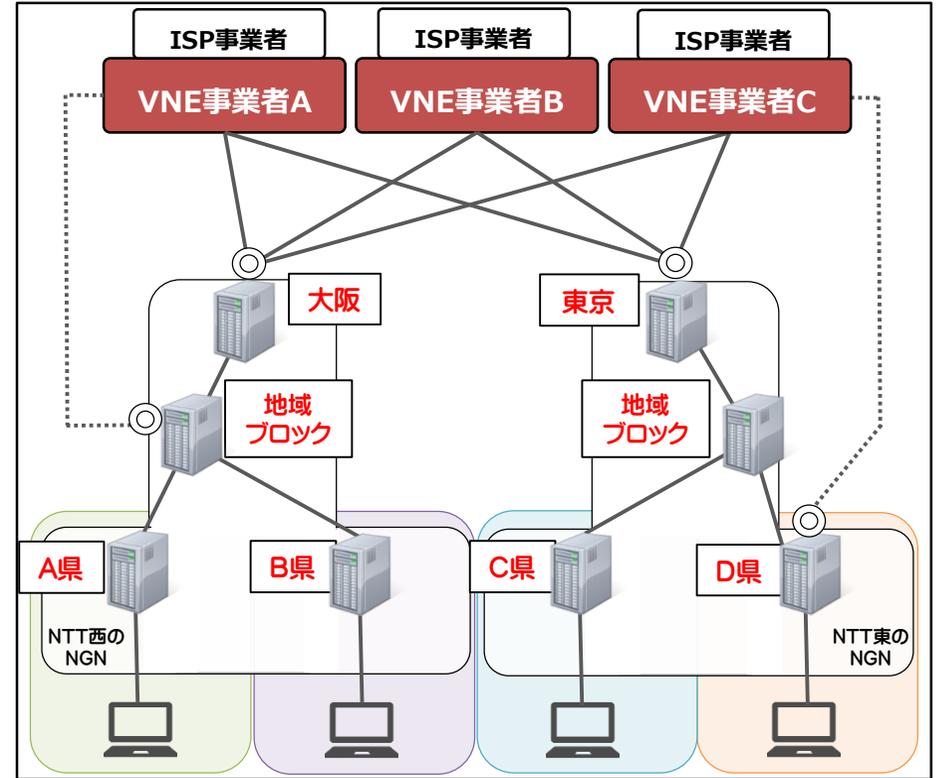
IP網移行後(令和7年1月～)



- インターネット接続サービス等のIP通信の役務の提供のためにISP事業者等がNGNに接続する方式として、現状、PPPoE接続とIPoE接続が並存。
- PPPoE接続の場合は、接続が都道府県毎であり、かつ接続するISP事業者は、その都道府県毎にサービス提供が可能であるが、IPoE接続の場合は、全国向けのサービス提供が前提となっている(全国集約POIは、東京・大阪の2箇所に存在。)
- IPoE接続のインターネットトラヒックは、PPPoE接続方式よりも増加傾向にあり、NTT東日本は令和2年5月に、NTT西日本は令和2年8月にIPoE方式のトラヒックがPPPoE方式を上回った。



【PPPoE接続】



【IPoE接続】

<p>接続点</p>	<p>都道府県ごとに設置</p>	<p>■全国POI(東日本、西日本それぞれの全域をカバー): 東京、大阪※1 ■単県・ブロックPOI: 東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道、大阪、兵庫、愛知、広島、福岡、静岡、京都、岐阜、三重※1 ※1 令和4年2月21日時点で確認できているもの。</p>
<p>接続事業者のサービス提供範囲</p>	<p>都道府県内</p>	<p>全国 (現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要。現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はなし。)</p>

改正条文案

(第一種指定電気通信設備との接続)

第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより_____

_____、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、**その伝送路設備が設置される都道府県の区域内**に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める**割合として総務省令で定める方法により算定した**割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び_____当該電気通信事業者が**当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために**設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

現行条文

(第一種指定電気通信設備との接続)

第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、**全国の区域**

を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、**当該区域内**

_____に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める_____

_____割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び**当該区域において**当該電気通信事業者が**これと一体として**

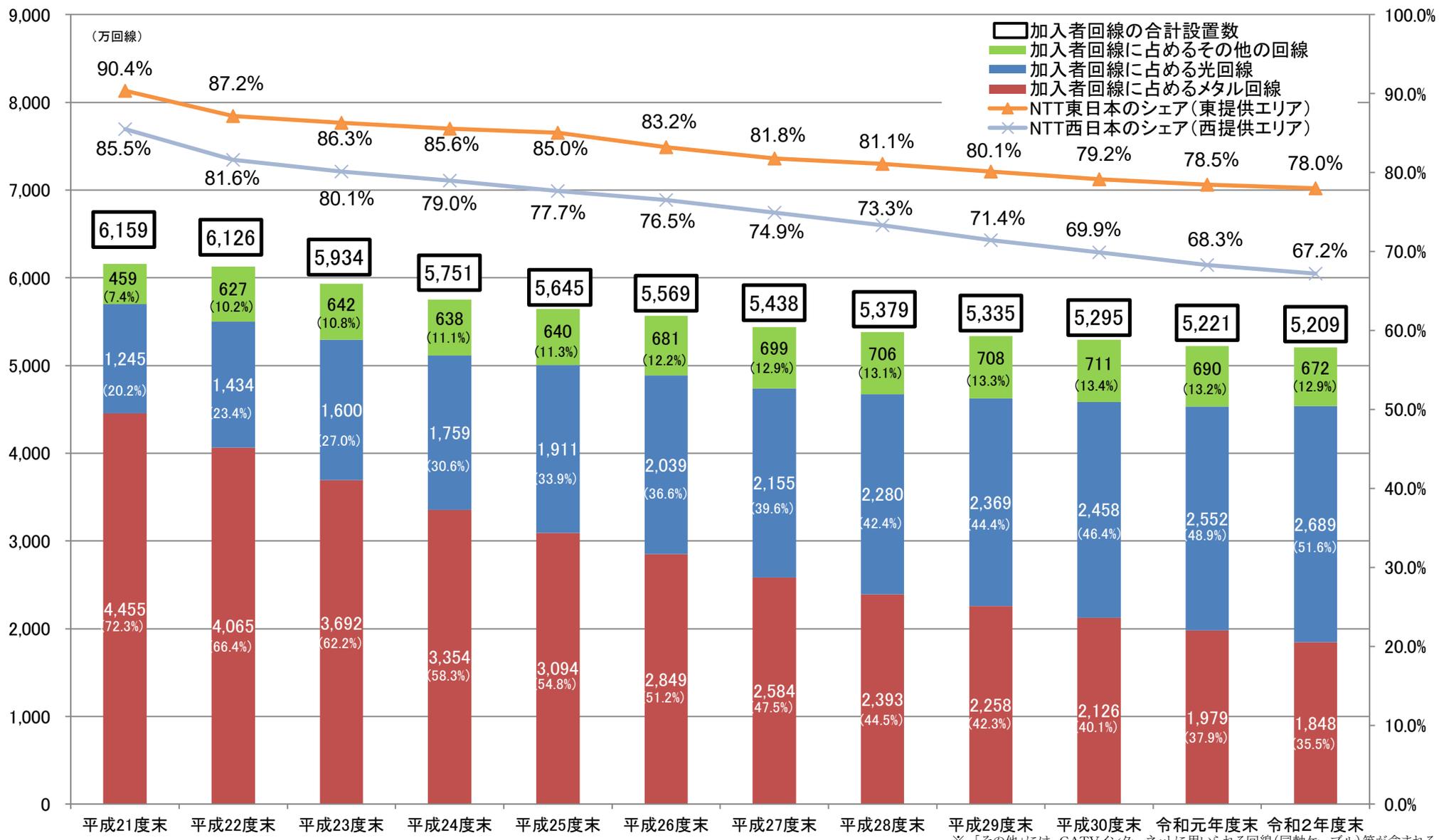
_____設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

黄マーカー部分: 加入者回線の占有率を算定する範囲を、現行の都道府県単位から、各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。



緑マーカー部分: 固定電話網のIP網移行に伴い、接続点が東京・大阪の2か所になることにより、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ(IP音声用)を指定できるよう、規定を見直す。

○ 加入者回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本の各社の設備シェアは減少傾向にあるが、東日本が78.0%、西日本が67.2%と、50%を超えている状況。また、NTT東日本・西日本全体のシェア(全国)は72.6%。



(参考)加入者回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本の各県別シェア(令和2年度末)

括弧内は前年度末からの増減割合
(単位:パーセントポイント)

